

特定投資家移行 申請基準

特定投資家への移行申請が可能な基準は以下の内容とする。

個人の特定投資家への移行要件

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
1. 純資産	1億円以上	3億円以上	5億円以上	3億円以上
2. 有価証券等の資産	1億円以上	3億円以上	5億円以上	3億円以上
3. 収入金額	1,000万円以上	—	1億円以上	—
4. 有価証券の取引経験	1年以上（必須）			
（該当条件）	1～3いずれか および4に加え、 下記追加条件①	1～2いずれか および4に加え、 下記追加条件②	1～3いずれか および4	すべて必須
<p>（追加条件）</p> <p>基準①： 特定の知識・経験を有する個人で、次の実務に従事した期間が通算で1年以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融業：証券、銀行、保険、信託など 大学（院）：教授、准教授、その他で経済学または経営学の教員 専門資格（アナリスト、証券外務員、FP技能検定、中小企業診断士）保有 経営コンサルタント業で、上述の3類型の方と同等以上の知識・経験を有する方 <p>基準②： 承諾日前1年間における一月あたりの平均的な取引実績件数が4件以上</p>				

法人の特定投資家への移行要件

特定投資家 （一般投資家への移行不可）	特定投資家 （一般投資家への移行可能）	特定投資家への移行要件 （一般投資家への移行可能）
<ul style="list-style-type: none"> 適格機関投資家 国 日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人および独立行政法人 投資者保護基金 預金保険機構 農水産業協同組合貯金保険機構 保険契約者保護機構 特定目的会社 上場会社 資本金5億円以上の株式会社 金融商品取引業者等 外国法人 	<p>（1）①～④のいずれかと⑤の条件を満たす法人</p> <p>①純資産の部：1億円以上</p> <p>②投資有価証券の資産：1億円以上</p> <p>③売上高：1,000万円以上</p> <p>④現預金：1億円以上</p> <p>⑤有価証券の投資経験実績：1年以上 （法人又は代表者、取引担当者）</p> <p>（2）その他当社が特定投資家として相応しいと判断した場合</p> <p>（投資目的で設立された法人など： 例 資産管理会社）</p>